

特殊詐欺の被害防止のために

～ 特殊詐欺ニュース 第66号 ～

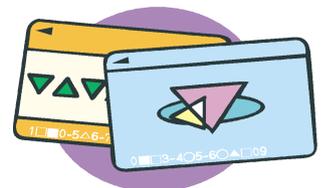
インターネットバンキングを悪用した 新たな詐欺手口の発生!

秋田県内において、インターネットバンキングを悪用した新たな詐欺の手口を認知しましたのでお知らせします。

【手口概要】

- ① 市役所などの自治体職員を名乗り、被害者宅の固定電話に電話して「**保険料の還付金があるので還付します。**」などと言い、入金手続のためと称して被害者が利用している**金融機関、口座番号、キャッシュカードの暗証番号**を聞き出す。
- ② その後、金融機関職員を名乗る別の者が電話をかけて、インターネットバンキングの利用開始に伴う本人確認手続であることを秘して、**被害者に同金融機関のフリーダイヤルに電話させ、被害者名義口座のインターネットバンキングを利用可能状態とする。**
- ③ インターネットバンキング利用画面に口座番号、暗証番号等を入力してログインし、被害者の預金通帳を不正に送金する。

被害に遭わないためには・・・



- ◎ 相手が誰であっても電話で個人情報を教えない!
- ◎ 防犯機能付き電話や録音機能などで不審な電話をブロック!
- ◎ ナンバーディスプレイや留守番電話で相手を確認!
- ◎ 口座番号や暗証番号を覚えてしまったらすぐに金融機関に連絡!